

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白山市長 田村 敏和

市町村名 (市町村コード)	白山市 (17210)
地域名 (地域内農業集落名)	西佐良地区(一部、三ツ屋野地区含む)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、旧鳥越地区を区域としており、中山間地域に位置付けされている。この地域では、中山間地域特有の昼夜の温度差を利用した高品質な水稻生産の他、園芸作物等の栽培が行われている。
一方、農業従事者の高齢化や平坦農業地のような優良農地が限られている地区も多く、後継者の確保や後継者が確保されたとしても、平坦農業地と比較した場合の生産条件の格差等も課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地区は、今後も担い手を中心とした農業生産を行っていく地域として位置づけるとともに、平坦農業地との条件格差を縮小するための基盤整備等により、担い手の確保や農業経営の維持を図っていくことが肝要である。
引き続き、水稻を中心に、園芸作物等の農業生産活動に取り組む。
また、近年、導入が進むスマート機器・設備の活用により、農地の維持管理に係る負担軽減、生産コストの縮減に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

対象地域内の農振農用地区域及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする
※これまで、手取郷地区に含まれていたが、今回の圃場整備を機に地域計画の地区を圃場整備実施区域とするもの

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内農地を担う農業者として目標地図に位置付ける者への集積を基本とする。 なお、市内で広域的に営農を行っている農業者について、地域計画外での農地集積については制限しない
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構の活用を進めつつ、担い手(認定農業者、農地利用適格法人等)へ農地集積・集約化を基本とし、 担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により、農地利用を進める
(3)基盤整備事業への取組方針
・平坦農業地域との条件格差を縮小するための基盤整備が必須であり、今後も持続的な農業経営を行う上で区内で協議を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・集落営農法人による営農が中心となっていくことから、これらの経営体を中心に人材の育成を図るとともに、県やJA等の関係機関と連携し、相談から定着・育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①中山間地域であり、作物や農地に対しての鳥獣被害も多々発生することがあることから、中山間地域直接支払制度等の活用により、電気柵の設置等の防止策を図っていく。
 ②みどりの食料システム法の制定により、環境に配慮した栽培手法の導入を図っていく。
 ③ドローン等のスマート機器の導入により、省力化や後継者の育成を図っていく。
 ⑦農地維持管理等については、多面的機能支払制度の活用により、引き続き、これらの制度活用を行いながら維持管理に努める。

西佐良（一部、三ツ屋野）

※R8.8月 手取郷地区より分割

27-1

